## 様式3

## 行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称	特定工場新設(変更)の届出
行政指導の根拠となる 法律・条例・要綱等名	工場立地法
条項	第9条
所 管 課	経済局 商工観光部 産業展開推進課 (電話:048-829-1356)
	工場の新設又は変更の届出における内容が、工場立地の化の観点からみて、問題を生ずると認める場合、勧告を。
備  考	